

津山市の行財政改革と 図書館管理運営検討委員会設置

～これまでの経過

- 平成19年6月 -
平成19年度
事務事業総点検の1次評価実施。
(自主点検・生涯学習課)

- 平成19年8月3日 -
事務事業総点検の2次評価実施。
(副市長以下、内部委員9名)

「図書館の管理運営」が3次評価の対象となることが決定 3次評価とは = 外部専門委員による評価を行うこと。

- 平成19年9月～10月 -
パブリックコメント実施
(具体案を提示して、
市民意見を募集すること)
(行財政改革推進室)

点検作業に併
行して実施。

- 平成19年10月9日 -
事務事業総点検3次評価
(外部行革推進委員5名)

【3次評価結果】

- ・ 図書館サービスの水準は維持し、NPOや市民参加などによる新たな図書館運営手法を構築すること。
 - ・ 指定管理者制度の導入については、市民参加が反映される仕組みを構築し、期限を設定して検討すること。
- (付帯意見)
図書館サービス水準の維持と指定管理者制度の導入とは、両立されるものと考える。

- 平成19年10月31日 -
第8次津山市行財政改革実行計画・
平成19年度改訂版策定・公表
(行財政改革推進室)

「図書館業務の見直し」が登場
図書館の管理運営を見直します。図書館の業務全般にわたり、内容・範囲を明確にし、指定管理者の導入を検討します。また住民との協働を図ります。
(目標 平成20年度結論)

最終的な議論を
しました



津山市教育委員会

諮問

答申(3月23日)

- 平成20年10月1日 -
津山市立図書館管理運営
検討委員会設置
(生涯学習課)

- 平成20年7月24日 -
津山市立図書館協議会から、
「津山市立図書館の管理運営に
ついて ~意見書」提出・受理

津山市立図書館協議会とは

図書館長の諮問機関(常設)。図書館の運営について助言してもらう。委員数15名。津山市の条例による。

諮問(検討)事項

津山市立図書館のサービス水準について
指定管理者制度の導入について
NPOやボランティアなどの市民参加について

委員会の性格

平成21年3月末までの期限付き
津山市教育委員会へ答申する
委員は5名(うち外部委員3名)
条例によらない

